

大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和 27 年大阪府条例第 39 号）第 6 条の規定に基づき、大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

- 2 委員は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 1 条に規定するまち・ひと・しごと創生に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。
- 6 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(報酬)

第 6 条 委員の報酬の額は、日額 9 千 6 百円とする。

(費用弁償)

第 7 条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 37 号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、政策企画部において行う。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。